

**原産品判定における根拠資料の提出について**  
**(名古屋事務所からのご案内)**

2023年2月7日  
日本商工会議所 名古屋事務所

名古屋事務所（名古屋商工会議所）での原産品判定資料の提出についてご案内いたします。

**<提出方法>**

・根拠資料の提出は次のいずれかの方法でお願いします。

① システムの申請画面に書類をアップロードする（PDF形式のみ可）。

※[アップロード手順のマニュアル](#)ご参照

② FAXにて送信する ⇒送信先：052-232-5751

・発給システムで原産品判定申請後、根拠書類（下記ひな型ご参照）をFAXにてご提出ください。ご提出のない場合、当所にて申請状態を「保留」とさせていただきます。ご提出のない場合、当所にて申請状態を「保留」とさせていただきます。

※注意事項

- ・根拠資料に判定受付番号を記載してください。
- ・根拠資料は製品毎に1件ずつ作成し申請してください。

**<特定原産品であることを明らかにする根拠資料のひな型>**

・必要に応じ各判定のひな型をダウンロードすることができます。

○[CTC 対比表、VA 計算ワークシート、CTC 対比表+VA ワークシート](#)  
[サプライヤー証明書](#)

○[農林産品に係る生産証明書](#)

○[農林産加工品に係る製造証明書](#)

○[漁獲・養殖証明書](#)

○[水産製品加工証明書](#)

○[繊維及び同製品に係る生産内容証明書](#)

○[繊維及び同製品に係る生産工程の説明図（例）](#)

※上記サンプルに該当しない場合はお問い合わせください。（[TEL:052-223-5720](tel:052-223-5720)）

**<委託生産者についての資料および提出書類>**

・[委託生産者について](#)

・[委託生産者であることのチェックシートおよび誓約書](#)